

愛知淑徳大学学資援助に係る奨励給付奨学金 1 施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、[愛知淑徳大学学資援助規程](#)（以下、「規程」という。）第9条の規定に基づき、[規程第2条第1項第1号](#)に掲げる奨学金（以下、「奨励奨学金1」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

(給付対象)

第2条 奨励奨学金1は、愛知淑徳大学の正規の課程に在籍する次の各号のすべてに該当する学生を対象とする。

- (1) 3年次生及び4年次生（途中休学期間のある学生は対象外とする。）
- (2) 卒業に必要な単位数のうち、3年次生においては前年度後期終了時点の修得単位数64単位以上、4年次生においては前年度後期終了時点の修得単位数96単位以上の者
- (3) 前年度後期までの通算GPAが3.0以上の者

(給付額・給付回数)

第3条 給付額は、学生一人あたり年額10万円とし、在学中2回まで給付を受けることができる。

(採用人数)

第4条 採用人数は予算の範囲内で学資援助委員会が決定する。

(選考・決定)

第5条 給付候補者については、[第2条](#)に定める対象者の中から、原則GPA上位順に選考し、各教授会において審議のうえ、学部長を経て学長へ提出するものとする（[別記様式1](#)）。

2 学長は愛知淑徳大学学資援助委員会（以下、「委員会」という。）の承認を経て、給付者を決定する。

(通知)

第6条 学長は、給付者に対し、奨学生決定通知書（[別記様式2](#)）により、採用について通知するものとする。

(奨学金の交付手続き)

第7条 前条の奨学生決定通知を受けた者（以下「奨学生」という。）は、指定された期日までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 誓約書（[別記様式3](#)）
 - (2) 奨学金振込口座届（[別記様式4](#)）
- 2 誓約書にて届け出た連帯保証人を変更する場合は、連帯保証人変更届（[別記様式3-2](#)）、氏名及び住所を変更する場合は、氏名・住所変更届（[別記様式3-3](#)）を速やかに提出しなければならない。

(奨学金の交付方法)

第8条 奨励奨学金1は、届出のあった奨学生の預金口座への振込みによって交付するものとする。

(奨学金の取消し)

第9条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると学長が認めたときは、奨励奨学金の給付を取消すものとする。

- (1) [学則](#)による懲戒処分を受けたとき
- (2) その他、奨学生として適当でないと認めたとき

(奨学金の返還)

第10条 奨学生は、前条の規定により奨励奨学金1の給付が取消されたときは、奨学金借用証書（[別記様式5](#)）及び奨学金返還計画書（[別記様式6](#)）を、連帯保証人と連署のうえ、学長に提出し、速やかに奨励奨学金1を返還しなければならない。

2 前項による奨励奨学金1の返還期限は、原則として取消しのあった月の翌月1日から起算して1ヶ

月以内とする。

- 3 奨励奨学金 1 を返還すべき者が、支払能力があるにもかかわらず返還を著しく怠ったときは、返還未済額の全部又は一部について、期日を指定して返還させることができる。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、奨励奨学金 1 の給付に関して必要な事項は、委員会で審議のうえ、学生部長が定める。

附 則

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

[別記様式 1 \(第 5 条関係\) 愛知淑徳大学奨励給付奨学金推薦書](#)

[別記様式 2 \(第 6 条関係\) 奨学生決定通知書](#)

[別記様式 3 \(第 7 条関係\) 誓約書](#)

[別記様式 3 - 2 \(第 7 条関係\) 連帯保証人変更届](#)

[別記様式 3 - 3 \(第 7 条関係\) 氏名・住所変更届](#)

[別記様式 4 \(第 7 条関係\) 奨学金振込口座届](#)

[別記様式 5 \(第 10 条関係\) 奨学金借用証書](#)

[別記様式 6 \(第 10 条関係\) 奨学金返還計画書](#)